台風21号による農林水産業被害への

支援策の実施に関する要望書

平成３０年９月１９日

大　阪　府

**台風21号による農林水産業被害への**

**支援策の実施に関する提案・要望**

日頃から、大阪府農林水産行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

去る9月4日に大阪府を通過した台風21号により、府内では死者8名、住家等の被害14,765件のほか、関空連絡橋が破損し、現在も一般車両は通行できない状況となるなど、深刻な爪痕を残しました。

　農業においては、強風によるビニールハウスの倒壊被害が続出し、主力となる園芸施設の約三分の一が被災しているほか、果実の落果や樹体の倒木など、産地存続の危機的な状況にあります。

　また、林業においても造林地の風倒木等が発生し、畜産業では畜舎の倒壊等、水産業や卸売市場では施設の破損等、農林水産業全般に多大な被害を受けました。

　そこで、農林水産業の早期の経営再建を図るため、被災経営者支援のための事業の発動や、既存事業の補助対象の拡充など、今回の被害を鑑みた支援策を早急に講じていただくようお願いします。

**提案内容**

**１．被災施設の再建に係る補助事業の発動、補助対象の拡充等**

**２．被災農林漁業者に対する金融支援**

平成３０年９月１９日

大阪府知事　松井　一郎